

# 消費者取引の適正化に関する政策の脈絡図（未定稿）

## 消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定、24年7月20日一部改正）

### 【消費者政策の基本的方向】

- 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
  - (1) 消費者の安全・安心の確保
  - (2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
 

**ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。**
  - イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。
  - (3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
  - (4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保
  - (5) 消費者の被害の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進
- 2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上
  - (1) 地方公共団体への支援・連携
  - (2) 消費者団体等との連携
  - (3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進
  - (4) 行政組織体制の充実・強化
- 3 経済社会の発展への対応
  - (1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進
  - (2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応
  - (3) 国際化の進展への対応

評価対象(主なもの)	
施策番号	関係法律等
41,41-2,44-2	特定商取引法
41-3	預託法
42	消費者契約法
44	宅地建物取引業法
45	割賦販売法
46,63	貸金業法
46	多重債務問題改善プログラム
46	出資法
47	商品先物取引法
48,60,62	金融商品取引法
48	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
53	家賃債務保証業等の適正化
54	民間賃貸住宅市場の整備
55,57	住宅瑕疵担保履行法
56	住宅品質確保法
58,58-2	老人福祉法
59	旅行業法
60,64,66	振り込め詐欺救済法
65	偽造・盗難カード預貯金者保護法
68	警備業法
49,50,51,52,60	取締りの強化等
43	執行規定を有する消費者庁所管法令及び特定商取引法第26条第1項第8号の規定による適用除外の法律(66本)
44-2,60,60-2,61	すき間事案への対応

(注) 本政策評価の対象は、「消費者取引の適正化を図るための施策」とするが、消費者教育、消費者の苦情処理など評価対象とする施策と密接不可分な施策については適宜把握等を行う。

